

別添 8

岐阜県科学技術振興センター科学技術図書資料室資料廃棄基準

岐阜県科学技術振興センター科学技術図書資料室の資料については、収蔵資料の適正化を図るために、下記により廃棄することができるものとする。

- 1 破損が甚だしく、修理が不可能な資料。
- 2 破損した資料で、修理しても再使用に至らない資料。
- 3 補充不可能なセットのもので、欠損によって全体の価値を失った資料。
- 4 主要箇所が削除され、資料価値を失った資料。
- 5 2部以上所蔵する資料のうち、利用の少なくなった資料で、保存のために1部を残した他の資料。
- 6 発行後10年を経過し、受入時の目的が達せられなくなり、かつ保存する価値が認められなくなった資料。
- 7 既存資料でマイクロ化等により保存形態の変更を行い、原資料の保存を必要としなくなった資料。
- 8 災害等で亡失の確認がなされた資料。
- 9 他の機関へ管理換え、又は譲渡の必要が生じた資料。

付則

この基準は、平成23年4月1日から適用するものとする。